

# <sub>第</sub>91<sub>期</sub> 定時株主総会招集ご通知

開催日時2021年6月22日(火曜日)午前10時

開催場所 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 401号会議室



川本産業株式会社
証券コード 3604

	まに ・主総会招集ご通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員である
	取締役を除く) 5名選任の 件
第3号議案	監査等委員である取締役3
	名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取
	締役1名選任の件
■提供書面	
事業報告	15
連結計算書類	§······29

株主各位

大阪市中央区谷町二丁目6番4号川本産業株式会社

# 第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年6月22日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 401号会議室 (前回とは会場が異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第91期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第91期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、<u>当日のご出席</u>を見合わせられ、書面での事前行使のご検討をお願いいたします。

当日ご出席の株主様は、ご自身の体調を十分ご確認いただき、手指消毒や咳エチケットの遵守などの感染防止対策にご協力くださいますようお願いいたします。

ご入場の際、株主様の検温を実施し、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。

なお、本定時株主総会ご出席の株主様への<u>お土産の配布は取り止め</u>させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、<u>ご着席いただけない場合や</u> ご入場いただけない場合がございます。

役員及び運営スタッフは、マスク着用にてご対応させていただきます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(アドレス https://www.kawamoto-sangyo.co.jp/)

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。①業務の適正を確保するための体制②連結株主資本等変動計算書③連結注記表④株主資本等変動計算書⑤個別注記表

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていたださます。

(アドレス https://www.kawamoto-sangyo.co.jp/)

また、当日使用いたしました報告資料は、後日インターネット上の当社ウェブサイトへ一定期間掲載させていただく予定です。

(アドレス https://www.kawamoto-sangyo.co.jp/)

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容を勘案し、当会社が営む事業の目的を変更するものです。

## 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は次の事業を営むことを目	第2条 当会社は次の事業を営むことを目
的とする。	的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
19.	19.
(新 設)	<u>20. 倉庫業</u>
<u>20.</u> 其他前各号に付随する一切の事業	<u>21.</u> 其他前各号に付随する一切の事業

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

本会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く、以下、本議案において同じ。)全員(5名)は任期満了となります。つきましては、新任の取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	<ul><li>かりがな</li><li>氏 名 (年齢)</li></ul>	当社における地位及び担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
1	ぶく い まこと 社内 福井 誠(満60歳) 再任	代表取締役社長執行役員 営業統括	6年	20/20回 (100%)
2	お ざわ てつ や 社 内 小 澤 徹 也 (満60歳) 再 任	取締役執行役員 購買物流・品質保証統括 兼 購買物流本部本部長	5年	20/20回 (100%)
3	なか むら ひで み     社 内       中 村 英 己 (満59歳) 再 任	取締役執行役員 生産・マーケティング統括	1年	15/15回 (100%)
4	まし だ やす あき 社 内 吉 田 康 晃 (満38歳) 再 任	取締役執行役員 経営企画・管理統括 兼 経営企画室室長	1年	15/15回 (100%)
5	こう の とし のぶ 社 内 河 野 寿 序 (満53歳) 新 任	上席執行役員 ニシキ株式会社代表取締役社長	_	一/一回 (一%)

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時のものであります。
  - 2. 各候補者の取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
  - 3. 川本武氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。

候補者番 号	が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	社 内 再 任	1979年4月 山口医療器株式会社入社 2001年8月 当社入社 2012年4月 商事営業本部販売部部長 2014年4月 執行役員コンシューマ営業本部本部長 2015年6月 取締役常務執行役員営業統括 兼 コンシューマ営業本部本部長 2015年10月 取締役常務執行役員営業統括 兼 コンシューマ営業本部本部長 兼 営業開発室室長 2015年12月 代表取締役専務執行役員営業統括 2017年10月 代表取締役専務執行役員営業統括 東 コンシューマ営業本部本部長 2018年4月 代表取締役専務執行役員営業統括 2018年6月 代表取締役副社長執行役員営業統括 2019年1月 代表取締役副社長執行役員営業統括 東 マーケティング本部本部長 2020年4月 代表取締役副社長執行役員営業統括 2020年6月 代表取締役社長執行役員営業統括 2021年4月 代表取締役社長執行役員営業統括 2021年4月 代表取締役社長執行役員営業統括 2021年4月 代表取締役社長執行役員営業統括 2021年4月 代表取締役社長執行役員営業統括	4, 900株
	拡大にも尽力しておりま て、優れた経営判断能力	す。2018年6月に代表取締役副社長、2020年6月より代表取 ・リーダーシップを発揮しながら経営を担っており、引き続き とを期待し、取締役候補者としております。	締役社長とし

候補者番 号	が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	社 内 再 任 * 小 澤 徹 也 (1960年11月26日生)	1984年 3 月 当社入社 2009年 4 月 マーケティング本部販推部部長 兼 マーケティング部部長 2011年 4 月 マーケティング本部副本部長 兼 マーケティング部部長 兼 販推部部長 兼 商品開発部部長 2015年 2 月 執行役員メディカル営業本部副本部長 兼 貿易部部長 2015年 4 月 執行役員メディカル営業本部本部長 兼 貿易部部長 2015年 12 月 執行役員 購買物流本部本部長 2016年 4 月 執行役員 購買物流本部本部長 2016年 6 月 取締役執行役員 プロダクトサプライ統括 兼 購買物流本部本部長 2017年11月 浙江川本衛生材料有限公司董事長(現任) 2019年10月 取締役執行役員プロダクトサプライ統括 2020年 2 月 株式会社サカキ L & E ワイズ取締役(現任) (重要な兼職の状況) 浙江川本衛生材料有限公司董事長 株式会社サカキ L & E ワイズ取締役	8,900株
	品調達に関して幅広い知識 衛生材料有限公司の子会		7年の浙江川本 て重要な役割

候補者番 号	<ul><li>らりがな</li><li>氏名</li><li>(生年月日)</li></ul>	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	社 内 再 任  なか むら ひで み 中 村 英 己 (1962年4月12日生)	1985年4月株式会社ほくさん(現エア・ウォーター株式会社)入社 2011年7月エア・ウォーター株式会社産業カンパニー産業事業部プラントガス部長 2012年6月同産業カンパニー市場開発部長 2014年2月九州エア・ウォーター株式会社取締役北九州支店長 2014年6月エア・ウォーター株式会社九州支社長兼九州エア・ウォーター株式会社代表取締役社長 2016年4月同執行役員九州支社長兼九州エア・ウォーター株式会社代表取締役社長 2018年6月同執行役員兼産業カンパニー産業ガス関連事業部長 2019年6月同執行役員兼医療カンパニー地域医療事業部長 2020年4月同医療カンパニー地域医療事業部長 2020年4月取締役執行役員生産・マーケティング統括(現任)	0株
	として事業を推進してきた 長、2020年6月より当社の	別 別会社であるエア・ウォーター株式会社の医療カンパニー地域 と経験を有しており、また、九州エア・ウォーター株式会社の の取締役として、会社経営における経験・実績を有しておりま き、その能力を活かした業務を遂行することを期待し、取締役	代表取締役社

候補者番 号	<ul><li>たりがな</li><li>氏 名</li><li>(生年月日)</li></ul>	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	社内 再任	2008年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマッ) 入所 2012年11月 公認会計士登録 2014年1月 当社入社 2015年7月 戦略企画本部部長 2018年4月 執行役員マーケティング本部本部長 2019年1月 執行役員経営企画室室長 2019年10月 執行役員経営企画室室長 兼 内部監査室室長 2019年11月 浙江川本衛生材料有限公司董事 (現任) 2019年12月 ニシキ株式会社取締役 (現任) 2020年2月 株式会社サカキL&Eワイズ取締役 (現任) 2020年6月 取締役執行役員管理統括 兼 経営企画室室長 2021年4月 取締役執行役員管理統括 兼 経営企画室室長 2021年4月 取締役執行役員経営企画・管理統括 兼 経営企画室室長 (現任) (重要な兼職の状況) 浙江川本衛生材料有限公司董事 ニシキ株式会社取締役 株式会社サカキL&Eワイズ取締役	0株
	〔取締役候補者とした理由 吉田康晃氏は、公認会記		ミす。2015年に
	D - D	してからは、公認会計士としての経験や数値による分析をもと	
	全般に対して様々な提言を	をしてまいりました。また、2019年に経営企画室室長に就任し	してからは2社
	のM&Aを実施するなど耳	専門性を活かし、事業の拡大に取り組む役割を担っております	-。今後、経営
	に対する専門的・客観的な	な意見並びにM&Aの推進が当社の事業拡大に繋がると判断し	ており、引き
	続きその能力を活かした美	業務を遂行することを期待し、取締役候補者としております。	

候補者番 号	<ul><li>たりがな</li><li>氏名</li><li>(生年月日)</li></ul>		所有する当社の株式数
5	社 内 新 任 のぶ 河 野 寿 序 (1968年3月17日生)	1990年3月 当社入社 2007年4月 商事営業本部販売Ⅱ部Ⅲ課課長 2014年4月 コンシューマ営業本部商事販売部次長 2015年7月 コンシューマ営業本部 コンシューマ販売部部長 2015年12月 執行役員コンシューマ営業本部本部長 兼 東京支社長 2017年10月 執行役員メディカル営業本部本部長 兼 東京支社長 2018年4月 執行役員営業本部本部長 兼 東京支社長 2019年12月 執行役員営業本部本部長 兼 東京支社長 2019年12月 執行役員ご業本部本部長 兼 東京支社長 2020年7月 上席執行役員 ニシキ株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ニシキ株式会社代表取締役社長	0株
	〔取締役候補者とした理由〕	]	
	河野寿序氏は、営業部門	目の要職を歴任し、製造業及び卸売業両方の営業部門に関して	幅広い知識を
		ご子会社であるニシキ株式会社の代表取締役社長に就任し、会社	
		これらのことから、取締役として適任であると判断しており、	、その能力を
	活かした業務を遂行するこ	」とを期待し、取締役候補者としております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 川本武氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。
  - 3. 当社は、当社のすべての取締役(監査等委員を含む)及び当社が採用する執行役員ならびに当社の子会社の同様の地位にある者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「D&O保険」という。)を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)につき、5億2,500万円を限度として当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本議案において同じ。)全員(3名)は任期満了となります。つきましては、新任2名を含む監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	<sup>ふ り が な</sup> 氏 名 (年齢)	当社における 地位及び担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況	監査等委員会 出 席 状 況
1	LA     ばく のぶ あき     其 生       親 泊 伸 明 (満64歳)     無立役員	取締役(監査等委員)	4年	20/20回 (100%)	13/13回 (100%)
2	ふく だ けん た ろう <u>社 内</u> 福 田 健 太 郎 (満67歳) <u>新</u> 任	_	_	—/一回 (—%)	—/—□ (—%)
3	こ でら み ほ <u>社 外</u> 小 寺 美 帆 (満36歳) <u>新 任</u> <u>独2役員</u>	_	_	—/一回 (—%)	—/—□ (—%)

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時のものであります。
  - 2. 各候補者の取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
  - 3. 小寺美帆氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は田中美帆であります。
  - 4. 吉田直之氏及び日上俊彦氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。

候補者番 号	<ul><li>ぶりがな</li><li>氏 名</li><li>(生年月日)</li></ul>	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	社 外 再 任 独立役員	1977年3月 菱村総合税務会計事務所(現税理士法人日本経営)入所 2002年8月 税理士法人関西合同事務所(現日本経営ウィル税理士法人)設立代表社員 2013年6月 当社監査役就任 2017年6月 当社監査等委員である取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 日本経営ウィル税理士法人顧問 社会保険労務士法人日本経営代表社員 行政書士法人日本経営代表社員 税理士親泊伸明事務所代表	0株
	「監査等委員である社外取	(締役候補者とした理由及び期待される役割)	
	1212	としての豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を有して	いることから、
	独立・公正な立場から取得	締役の職務執行に対する妥当性・適正性を確保するための適切	のな助言、提言
	をいただいております。	これらのことから、引き続きその能力を活かした助言、提言を	といただけるこ
	とを期待し、監査等委員	である取締役候補者としております。なお、親泊伸明氏の監査	E等委員である
	社外取締役在任期間は、	本総会終結の時をもって4年です。	

候補者番 号	が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	社 内 新 任	1976年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1995年1月 同行香里支店長 1997年2月 同行業務本部支店部上席指導役 1998年10月 同行明石支店長 2000年4月 同行阿倍野橋支店長 兼 法人部長 2002年6月 株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)堺 支店長 兼 法人部長 2004年9月 同行企業部(大阪)部長 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)法人業務第二部部長 2006年6月 堺化学工業株式会社経理部長(転籍) 2008年6月 同社取締役事業推進室長 兼 経理部長 2010年6月 同社取締役グループ関連事業室長 兼 事業推進室長 兼 経理部長 2012年6月 同社常務取締役経営企画室長 2014年6月 カイゲンファーマ株式会社専務取締役 2015年6月 同社代表取締役社長 2019年6月 同社相談役(現任) 2019年10月 エア・ウォーター株式会社顧問(現任) (重要な兼職の状況) エア・ウォーター株式会社顧問 カイゲンファーマ株式会社顧問 カイゲンファーマ株式会社相談役 公益財団法人浅香山病院 評議員 日本リハビリテーション教育株式会社代表取締役	0株
	<ul><li>〔監査等委員である取締役</li><li>福田健太郎氏は 金融</li></ul>	候補者とした埋田」 幾関において要職を歴任した後、堺化学工業株式会社の取締そ	よを経て カイ
		代表取締役に就任した経緯があり、企業経営者として高い見韻	
		オーター株式会社の医療関連事業の顧問を務め、ヘルスケア全	
	富な経験を有しております	· ·	
		至る経験から、独立した立場で当社の業務執行に対して適切な	c監督をいただ
	けると判断し、監査等委員		

候補者番 号	が が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数							
	社 外 新 任 独立役員	社 外 新 任 独立役員 2010年12月 弁護士登録								
	こ でら み ほ	2010年12月 弁護士法人大江橋法律事務所入所								
	小寺美帆	2020年1月 同事務所パートナー (現任)	0株							
	, , , , , , , , , , , ,	(重要な兼職の状況)								
3	(1984年8月21日生)	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー								
	〔監査等委員である社外取	締役候補者とした理由及び期待される役割〕								
	小寺美帆氏は、過去に	事業会社での会社経営に関与された経験はありませんが、弁護	隻士として法律							
に関する広範な専門知識を有しており、独立した立場から当社の業務執行に対して適切:										
	だけることを期待し、監査	査等委員である取締役候補者としております。								

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 吉田直之氏及び日上俊彦氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。
  - 3. 福田健太郎氏は、当社の親会社であるエア・ウォーター株式会社の顧問として業務を執行しております。
  - 4. 当社は、社外取締役候補者日上俊彦氏及び親泊伸明氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、親泊伸明氏及び小寺美帆氏が監査等委員である取締役に選任された場合、両氏を独立役員として届出を行う予定であります。
  - 5. 当社は、吉田直之氏、日上俊彦氏及び親泊伸明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。親泊伸明氏、福田健太郎氏及び小寺美帆氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 6. 当社は、当社のすべての取締役(監査等委員を含む)及び当社が採用する執行役員並びに当社の子会社の同様の地位にある者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「D&O保険」という。)を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)につき、5億2,500万円を限度として当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

たりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
社 外 独立役員 **の Lた *** ** * * * * * * * * * * * * * * *	1975年10月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)大阪 事務所入所 1979年7月 同法人退所 1980年9月 木下公認会計士・税理士事務所開設(現任) (重要な兼職の状況) 木下公認会計士・税理士事務所所長	0株

「補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割」

木下雅裕氏は、公認会計士・税理士及び上場企業の社外監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の企業価値向上の為の適切な助言、提言をいただけるものと期待し、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 木下雅裕氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3. 木下雅裕氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間に会社法第427条第1項 及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害 賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
  - 4. 木下雅裕氏が監査等委員である取締役に就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
  - 5. 当社は、当社のすべての取締役(監査等委員を含む)及び当社が採用する執行役員並びに当社の子会社の同様の地位にある者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「D&O保険」という。)を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)につき、5億2,500万円を限度として当該保険契約により補填することとしております。木下雅裕氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以上

# (提供書面)

# 事 業 報 告

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
  - ① 事業の経過及び成果
    - 1) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が制限され、企業収益や個人消費が急速に減速いたしました。新型コロナウイルス感染症の第4波の影響により、景気の先行きについては、依然予断の許さない状況が続いております。

当社グループが属する医療衛生材料業界は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、世界規模で感染防止・公衆衛生への意識が高まることとなり、国内では医療機関のみならず、商業施設や一般家庭においても感染防止に対する取り組みが行われました。結果、全国的にマスクや手指消毒剤をはじめとした感染管理製品の需要が高まりました。一方、当業界は政府による医療費適正化に向けた取組みの流れの中にあり、衛生材料を含む医療消耗品は引き続き価格競争に晒され、厳しい事業環境が継続すると予想されます。加えて、育児用品の業界におきましては、2020年の国内出生数は90万人を下回り、5年連続で低下するなど、マーケットの縮小に直面しており、厳しい事業環境が継続しております。

このような状況の下、当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大による感染管理製品の需要に対応するとともに、工場における生産性の改善や経費削減に取組み、利益率の改善に取り組んでまいりました。特に感染管理製品については、販売への取組みのみならず、原料・資材を安定的に供給できる仕入先の確保や、医療機関、商業施設や一般家庭の感染防止に貢献する製品開発・製品供給に取り組んでまいりました。また、不要不急の出張の抑制や、在宅勤務の推奨などを継続しております。

同連結会計年度の業績につきましては、売上高は30,872,223千円(前年同期比23.0%増)、営業利益は1,305,971千円(同462.4%増)、経常利益は1,368,599千円(同357.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,370,591千円(同438.5%増)となりました。

#### 2) 主な事業の概況

### (メディカル事業)

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染予防関連製品の販売を中心に、その他 高付加価値製品の販売拡充および製造受託の推進に努めました。

売上面では、感染予防関連製品の販売について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特需があり、計画以上に推移いたしましたが、口腔ケア製品及び手術関連製品ついては医療機関における外来・手術件数の減少などの影響により、計画未達となりました。 結果、売上高は9,878,576千円(前年同期比23.9%増)となりました。

利益面では、売上増加に伴う物流経費の増加などはありましたが、出張の制限やWEBによる商談の増加、在宅勤務の推奨に伴い販管費が減少したこともあり、経常利益は847,434千円(前年同期比289.5%増)となりました。

#### (コンシューマ事業)

感染管理製品・育児用品・口腔ケア製品・各種衛生材料及び医療用品等を、大手量販店、ドラッグストアや通信販売事業者など幅広い顧客に対し積極的に販売いたしました。特に重点顧客に対する感染管理製品の販売が好調に推移した結果、売上高は20,993,647千円(前年同期比22.6%増)となり、経常利益は999,118千円(同86.4%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、146,871千円であります。 その主な内容は、社内システムの更新・構築が24,712千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

#### (2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:千円)

				(千匹· I I I)
区分	第88期 2018年3月期	第89期 2019年3月期	第90期 2020年3月期	第91期 当連結会計年度 2021年3月期
売 上 高	23, 257, 173	23, 595, 236	25, 091, 859	30, 872, 223
経 常 利 益	132, 631	80, 551	298, 866	1, 368, 599
親会社株主に帰属する 当期純利益	147, 787	70, 529	254, 509	1, 370, 591
1株当たり当期純利益	25円50銭	12円17銭	43円91銭	236円49銭
総 資 産	14, 205, 174	13, 087, 171	15, 606, 977	17, 109, 479
純 資 産	3, 850, 754	3, 734, 421	3, 960, 393	5, 363, 636
1株当たり純資産額	650円03銭	632円69銭	676円18銭	916円85銭

- (注) 1.「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第89期の期首から適用しており、第88期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を溯って適用した後の指標となっております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

	区分		第88期 2018年3月期	第89期 2019年3月期	第90期 2020年3月期	第91期 当事業年度 2021年3月期
売	上	高	23, 235, 516	23, 530, 720	24, 601, 398	28, 872, 922
経	常和	山 益	164, 226	194, 303	289, 819	965, 640
当	期 純	利 益	179, 388	170, 985	247, 072	1, 100, 379
1 树	ミ当たり 当其	<b>月純利益</b>	30円95銭	29円50銭	42円63銭	189円87銭
総	資	産	13, 988, 940	13, 098, 013	15, 134, 241	16, 275, 559
純	資	産	3, 728, 553	3, 851, 352	3, 968, 890	5, 116, 739
1 杉	ま当たり純	資産額	643円33銭	664円53銭	684円82銭	882円88銭

- (注)1.「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発 行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数 は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第89期の期首から適用しており、第88期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社はエア・ウォーター株式会社で、同社は当社の株式を2,903千株(議決権 比率50.15%)保有しております。

当社は、同社とCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による資金の借入を行っており、取引条件は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

また、事業の方針に関する契約等はありません。

経営の意思決定に関しては、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性についても問題はないものと考えております。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
浙江川本衛生材料有限公司	36,000千人民元	100%	医療・衛生材料の製造販売
ニシキ株式会社	10,000千円	100%	介護・育児製品の製造販売
株式会社サカキL&Eワイズ	10,000千円	90%	医療・化粧品の製造販売 営業倉庫・輸送業

#### (4) 対処すべき課題

次期、2022年3月期の見通しにつきまして、品薄だった感染管理製品の供給も潤沢に市場に出回っており、当期並みの感染管理製品の特需はないと想定しております。また、当社グループの属する医療衛生材料業界は引き続き価格競争に晒され、国内において厳しい事業環境が継続すると予想されます。加えて、依然として感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症による世界経済並びに国内経済への影響など、先行きの不透明感は依然予断を許さない状況が続いております。

このような状況の下、当社は、自社製品の売上高の拡大及び利益率の改善を最重要課題として認識しております。具体的には、継続して感染管理製品や口腔ケア製品を重点販売製品として拡販することに加え、工場稼働率を上げるための設備投資や、全社をあげた経費削減に取り組んでまいります。また、医療や介護、育児用品などの周辺事業のM&Aも実施していきたいと考えております。品質保証体制につきましては、継続して効率的で高品質な生産体制を確立するための積極的な投資を図るとともに、品質保証体制の着実な運用を通じてお客様の信頼に応える品質確保に努めてまいります。

次期(2022年3月期)の連結業績見通しは、売上高28,000,000千円(前年同期比9.3%減少)、営業利益800,000千円(同38.7%減少)、経常利益850,000千円(同37.9%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益590,000千円(同57.0%減少)を見込んでおります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社には、「メディカル事業」と「コンシューマ事業」があり、「メディカル事業」は、国内の医療機関や施設、産業・工業向けに、衛生材料・医療用品・介護用品・安全衛生保護具等の製造販売及び仕入販売を行っております。

「コンシューマ事業」は、国内外の企業及び一般消費者向けに、衛生材料・医療用品・介護用品・育児用品等の製造販売及び仕入販売を行っております。

## (6) 主要な支社・営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

## ① 当社

名 称	所 在 地	
東京支社	東京都中央区新川1-24-1DAIHO ANNEX8階	
仙台出張所	宮城県大崎市古川十日町3-19	
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区千代田5-5-15 3階	
広島営業所	広島県広島市中区基町6一78 リーガロイヤルホテル9階	
福岡営業所	福岡県福岡市博多区綱場町8-23 朝日生命福岡昭和通ビル2階	
大 阪 工 場	大阪府泉北郡忠岡町忠岡東3-14-20	

## ② 子会社

名	称	所	在	地
浙江川本衛 有 限 2		中華人民共和国(浙江省)		
ニシキ株式	式会社	福岡県福岡市博多区綱場町8-23	朝日生命福岡昭和通	ビル2階
株式会社サカキⅠ	&Eワイズ	三重県松阪市上川町3639-21		

# (7) **従業員の状況** (2021年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員数

従	業	員	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
			389名										13名	7

(注) 従業員数には臨時従業員の年間平均人員157名は含まれておりません。

## ② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
234名	△10名	42.6歳	16.9年

(注)従業員数には臨時従業員の年間平均人員2名は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入	先		借	入	額
エア・ウォーター	朱式会	社			1,050,000千円
株式会社みず	ほ銀	行			800,000千円
株式会社紀	易 銀	行			700,000千円
株式会社百十	四 銀	行			600,000千円
兵庫県信用農業協同組	合連合	会			500,000千円
株式会社南	引 銀	行			455,000千円
株式会社池田泉	州銀	行			335,000千円
三井住友信託銀行	朱 式 会	社			335,000千円
株式会社りそ	な銀	行			200,000千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

#### **2**. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

6,000,000株 (自己株式204,480株を含む)

(3) 株 主 数

5,208名

# (4) 大株主 (上位10名)

	株	主		名		持	株	数	持	株	比	率
エ	ア・ウ	オータ	一 株	式 会	社		2,	903千株			50.	10%
株	式	会	社	Т	K		:	269千株			4. (	65%
ЛП		本	武		:	260千株	4. 49%					
株	式 会	社 り	そな	銀	行			42千株			0.	73%
Л	本	洋		7	助			41千株			0.	71%
佐	A	木		愛	子			36千株			0.0	62%
小	津 産	業	株 式	会	社			33千株			0.	58%
Л	本							28千株			0.4	48%
株	式	会	社	大	木			26千株			0.4	45%
若	原    恭				子			20千株			0.3	35%

- (注) 1. 当社は、自己株式(204,480株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
  - 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

# 3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

	地				位		E	E	4	Ż	担当及び重要な兼職の状況
取	紹	Ħ	役	É	숨	長	Щ	本		武	
代表	表取	締役	と社:	長執	行名	と員	福	井		誠	営業統括兼マーケティング統括ニシキ株式会社取締役
取	締	役	執	行	役	員	小	澤	徹	也	プロダクトサプライ統括 浙江川本衛生材料有限公司董事長 株式会社サカキL&Eワイズ取締役
取	締	役	執	行	役	員	中	村	英	己	社 長 補 佐
取	締	役	執	行	役	員	吉	田	康	晃	管理統括兼経営企画室室長 浙江川本衛生材料有限公司董事 ニシキ株式会社取締役 株式会社サカキL&Eワイズ取締役
取	締 役	: (!	監 耆	等	委員	∄)	吉	田	直	之	エア・ウォーター株式会社医療カンパニー企画・管理部部長 ミ サ ワ 医 科 工 業 株 式 会 社 監 査 役 松 岡 メ デ ィ テ ッ ク 株 式 会 社 監 査 役 ラ イ フ サ プ ラ イ 株 式 会 社 監 査 役
取	締 役	: (!	監 耆	等	委員	員)	日	上	俊	彦	ヒカミ経営研究所代表
取	締 役	: ( <u>!</u>	監 耆	等	委員	員)	親	泊	伸	明	日本経営ウィル税理士法人顧問 社会保険労務士法人日本経営代表社員 行政書士法人日本経営代表社員 税理士親泊伸明事務所代表

- (注) 1. 取締役会長の川本武氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。
  - 2. 取締役(監査等委員)の吉田直之氏及び日上俊彦氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。
  - 3. 取締役のうち日上俊彦氏及び親泊伸明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は日上俊彦氏及び親泊伸明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当取引所に届け出ております。
  - 4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
  - 5. 取締役(監査等委員)の日上俊彦氏は、経営コンサルタントとして長年の実績を有しており、 経営・財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 6. 取締役(監査等委員)の親泊伸明氏は、会計・税務コンサルタントとして長年の実績を有して おり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 7. 当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、 法令が定める額としております。

#### (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

また、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は、固定報酬のみとしており、担当職務、各期の業績、貢献度等に応じて報酬額を決定しております。

取締役(監査等委員)個々の報酬につきましては、監査等委員の協議によって決定しております。

#### ②取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第87期 定時株主総会において年額180,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議 しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く)の員 数は4名(うち、社外取締役は0名)です。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第87期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く)の個人別の報酬額を決定することを、取締役会より委任された代表取締役社長執行役員である福井誠に委任しております。

取締役(監査等委員であるものを除く)の個人別の報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、各取締役(監査等委員であるものを除く)の担当職務、各期の業績、貢献 度等を総合的に判断できる立場であるためです。

取締役(監査等委員であるものを除く)の個人別の報酬に当たっては、取締役会より委任された代表取締役社長執行役員である福井誠が、その原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数		
取 締 役 (うち社外取締役)	58,065千円 ( 一)	6名 ( 0名)		
監 査 等 委 員 (うち社外取締役)	10,320千円 ( 10,320千円)	2名 ( 2名)		
合計	68, 385千円	8名		

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。 上記のほか、使用人兼務取締役(5名)の使用人分給与は44,859千円であります。
  - 2. 上記の取締役及び監査等委員の支給人員には、2020年6月23日開催の第90期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、期末現在の人員数は取締役5名、監査等委員3名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の監査等委員1名が存在していることによるものであります。
  - 3. 当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

#### (3) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役(監査等委員)日上俊彦氏はヒカミ経営研究所代表でありますが、当社と当該研究所との間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)親泊伸明氏は日本経営ウィル税理士法人顧問、社会保険労務士法人日本経営代表社員、行政書士法人日本経営代表社員、税理士親泊伸明事務所代表でありますが、当社と当該法人及び事務所との間には特別の利害関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員)	日上俊彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席(出席率100%)し、主に経営コンサルタントとしての長い経験と知識に基づき、独立・公正な立場から取締役の職務執行に対する妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。経営コンサルタントとして客観的な意見を期待していたことに対して、各取締役と個別に面談を行い、経営方針や戦略について助言を行うなど、期待される役割を果たしております。当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席(出席率100%)し、監査の方法その他の監査等委員の職務に関する事項について、必要に応じて意見の表明を行い、主要な事業所への実地調査を行っております。
取締役 (監査等委員)	親泊伸明	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席(出席率100%)し、主に税理士としての専門的見地に基づき、種々の発言を行っております。 財務や税務に関する助言を期待していたことに対して、取締役会において、子会社も含めた連結グループ全体の税務に関して、継続的に助言を行うなど、期待される役割を果たしております。 当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席(出席率100%)し、主に監査等委員会室の監査の報告を審議し、また内部監査について必要に応じて発言を行っております。

# (4) 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

#### ① 被保険者の範囲

当社すべての取締役(監査等委員を含む)および当社が採用する執行役員ならびに当社 の子会社の同様の地位にある者

## ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「D&O保険」という。)を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)につき、5億2,500万円を限度として当該保険契約により補填することとしております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
  - 3. 当社の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

#### 6. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定的な経営基盤の確保並びに事業展開のための内部留保を勘案しながら利益還元策を実施していくことを基本方針としております。このような基本方針のもと、当社は業績の状況に見合った安定的な配当を実施していく所存です。自己株式の取得、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度の配当金につきまして、1株当たり12円(うち中間配当金0円)とさせていただいております。

本事業報告中の記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
流 動 資 産	13, 482, 046	流 動 負 債	7, 935, 629
現金及び預金	1, 154, 050	支払手形及び買掛金	3, 021, 458
受取手形及び売掛金	4, 867, 183	電子記録債務	902, 102
電子記録債権	3, 717, 008	短 期 借 入 金	1, 200, 000
		関係会社短期借入金	1, 050, 000
有 価 証 券	240, 328	1年内返済予定の長期借入金	365, 852
商品及び製品	2, 088, 398	リース 債務	1, 231
仕 掛 品	287, 012	未払法人税等	230, 817
原材料及び貯蔵品	210, 485	賞 与 引 当 金	227, 900
そ の 他	931, 059	売 上 割 戻 引 当 金	194, 581
貸 倒 引 当 金	△13, 479		741, 685
		固定負債	3, 810, 213
固 定 資 産	3, 627, 433	長期借入金	2, 994, 745
有 形 固 定 資 産	1, 647, 068	リース債務	7, 147
建物及び構築物	765, 558	繰 延 税 金 負 債	87, 469
機械装置及び運搬具	254, 597	退職給付に係る負債	493, 489
土 地	535, 640	役員退職慰労引当金	173, 187
リース資産	6, 506	資産除去債務	29, 634
		<u>そ</u> の他 <b>負債合計</b>	24, 541 11, <b>745</b> , <b>843</b>
建設仮勘定	19, 129	神資産の	部
そ の 他	65, 636	株主資本	4, 875, 625
無 形 固 定 資 産	512, 876	資 本 金	883, 000
のれん	262, 918	資 本 剰 余 金	1, 148, 407
その他	249, 958	利 益 剰 余 金	2, 918, 675
投資その他の資産	1, 467, 487	自己株式	△74, 457
		その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	438, 008 336, 975
投 資 有 価 証 券	745, 972	ての他有価証券評価差額金     為 替 換 算 調 整 勘 定	∆42, 972
繰 延 税 金 資 産	315, 656	横	144, 004
そ の 他	433, 092		50, 002
貸 倒 引 当 金	△27, 233	純 資 産 合 計	5, 363, 636
資 産 合 計	17, 109, 479	負 債 純 資 産 合 計	17, 109, 479

# 連結損益計算書

# (2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

		科							1		金	額
売			_	Ł				高				30, 872, 223
売		١	Ė		原			価				24, 975, 210
	売		上		総			利		益		5, 897, 013
販	売	費及	え び	_	般	管	理	費				4, 591, 042
	営		į	業			利			益		1, 305, 971
営		業	5	η.	J	収		益				
	受		]	取			利			息	1, 140	
	受		取		配			当		金	17, 460	
	仕			入			割			引	60, 403	
	そ				0					他	41, 484	120, 488
営		業	5	η.	3	費		用				
	支		4	払			利			息	18, 359	
	為		5	替			差			損	17, 522	
	売		-	Ŀ			割			引	13, 134	
	そ				0					他	8,844	57, 860
	経		7	常			利			益		1, 368, 599
特		另	IJ		利			益				
	投	資	有	価	証	,	É	売	却	益	1, 100	1, 100
特		另	IJ		損			失				
	占	定	資	72	崔	除	壳	Ē	却	損	2, 170	
	投	資	有	価	証	,	É	評	価	損	414	
	事	矜	Ī	折	移		転	3	費	用	1,067	3, 652
<b>利</b>	兑 🕏	金 等	調	整	前	当	期	純	利	益		1, 366, 046
		、 税								税	295, 635	
	去	人	税		等	i	調		整	額	△308, 610	△12, 975
	当		期		純			利		益		1, 379, 021
	丰 支		主!						純 利			8, 429
業	見会	社 栈	主!	こ帰	属	する	当	期	純利	益		1, 370, 591

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	12, 094, 119	流 動 負 債	7, 487, 530
現金及び預金	649, 845	支 払 手 形	768, 281
受 取 手 形	287, 114	電子記録債務	902, 102
電子記録債権	3, 717, 008	買掛金	2, 113, 001
売 掛 金	4, 297, 465	短 期 借 入 金	1, 200, 000
商品及び製品	2, 007, 531	関係会社短期借入金	1,050,000
仕 掛 品	261, 390	1年内返済予定の長期借入金	345,600
原材料及び貯蔵品	92, 251	リース債務	1, 115
前払費用	31, 184	未 払 金	93, 063
前渡金	37, 415	未 払 費 用	352, 580
そ の 他	726, 376	未 払 法 人 税 等	163, 031
貸 倒 引 当 金	$\triangle 13,465$	前 受 金	86, 024
	4, 181, 439	預り金	13, 723
	820, 626	賞 与 引 当 金	204, 424
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	303, 081	売 上 割 戻 引 当 金	194, 581
構築物	5, 241	固 定 負 債	3, 671, 289
機械及び装置	74, 391	長期借入金	2, 969, 230
車 両 運 搬 具	1, 116	リース債務	6, 134
工具、器具及び備品		退職給付引当金	644, 310
	47, 867 380, 412	資 産 除 去 債 務	27, 072
リース資産		そ の 他	24, 541
建設仮勘定	6, 506 2, 010	負 債 合 計	11, 158, 819
無形固定資産 無形固定資産	59, 161	純 資 産 の	部
I	3, 056	株 主 資 本	4, 779, 938
商 標 権   特 許 権		資 本 金	883, 000
付	7, 278	資 本 剰 余 金	1, 192, 597
	28, 977	資 本 準 備 金	1, 192, 597
	19,848	利 益 剰 余 金	2, 778, 799
世 投資その他の資産 投資有価証券	3, 301, 651	利益準備金	86, 100
	731, 180	その他利益剰余金	2, 692, 699
	1, 606, 387	配当引当積立金	5, 000
出資金	415	別途積立金	1, 000, 000
関係会社長期貸付金	290, 000	操越利益剰余金	1, 687, 699
破産更生債権等	11, 963		
長期前払費用	5, 742	自 己 株 式	△74, 457
繰 延 税 金 資 産	301, 010	評価・換算差額等	336, 800
その他	382, 185	その他有価証券評価差額金	336, 800
貸倒引当金	△27, 233	純 資 産 合 計	5, 116, 739
資 産 合 計	16, 275, 559	負 債 純 資 産 合 計	16, 275, 559

# 損 益 計 算 書

# (2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

		科						目		金	額
売			上				高				28, 872, 922
売		上		原			価				23, 954, 527
	売		上	á	総		利		益		4, 918, 394
販	売	費及	び	一 般	管	理	費				3, 995, 854
	営		業	Ę		利			益		922, 540
営		業	外		収		益				
	受		取	Į.		利			息	1,713	
	受		取	Ē	記		当		金	17, 400	
	仕		入			割			引	60, 403	
	そ			(	カ				他	13, 983	93, 499
営		業	外		費		用				
	支		払	4		利			息	17, 849	
	為		替	ŧ		差			損	16, 929	
	売		上	-		割			引	13, 134	
	そ			(	カ				他	2, 486	50, 399
	経		常	ï		利			益		965, 640
特		別		利			益				
	投	資				券	売	却	益	1, 100	1, 100
特		別		損			失				
	固	定	資	産	除		売	却	損	1, 207	
	投	資				券	評	価	損	414	1,622
1	兑	引	前	当	期		屯	利	益		965, 118
1		人税、	住					事 業	税	163, 253	
	去	人	税	等		調		整	額	△298, 514	△135, 261
<u></u>	当	ļ	胡	糾	į		利		益		1, 100, 379

## 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

川本産業株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和弘 即業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 達哉 印業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川本産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川本産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 会計監查報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

川本産業株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

## 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和弘 即業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 裕人 即業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川本産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度における 取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報 告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所轄部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の 利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかにつ いての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

川本産業株式会社 監査等委員会

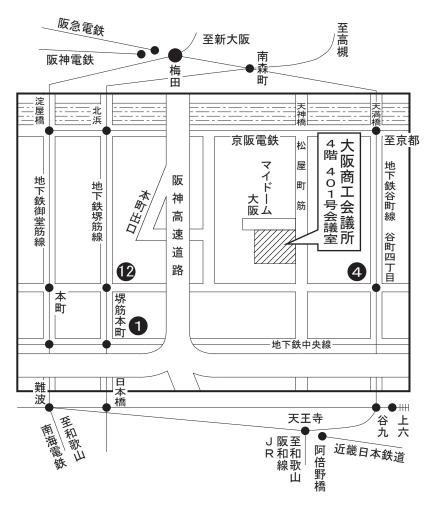
監査等委員 吉 田 直 之 ⑩ 監査等委員 日 上 俊 彦 ⑩ 監査等委員 親 泊 伸 明 ⑩

(注)監査等委員 日上 俊彦及び 親泊 伸明は、会社法第2条第15号及び第331条第 6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 401号会議室 (前回とは会場が異なっております。ご注意ください。)



- ※ 1. 地下鉄堺筋線又は中央線「堺筋本町」駅下車。①⑫番出口から徒歩約7分
  - 2. 地下鉄中央線又は谷町線「谷町四丁目」駅下車。④番出口から徒歩約7分